

## 官民境界明示を申請される方へ

問い合わせ先

大東市役所 街づくり部都市整備室 道路課  
電話 072-870-9674

### 『明示申請書の作成方法』

#### 1. 明示申請をするまでに

当道路課が行なう明示は、当課が管理している公共用地（道路敷・里道敷・水路敷等）です。それ以外はそれぞれの所管において行なうので事前に調査の上、申請してください。

#### 2. 明示申請書の作成

- ①当課備付申請書に必要事項を記載の上、記名・押印（実印）し、正副2部提出してください。
- ②申請者は原則として、明示申請地の所有者です。

（土地所有者が多数いる場合）

権利者全員の（実印）が必要です。ただし、全員が申請者となり申請書に書ききれない場合、表書きは〇〇他〇名とし別紙に列記の上、割印してください。代表者を選任し委任状添付の上、代表者の申請により申請することもできます。

（土地所有者が死亡している場合）

相続人全員の印鑑（実印）が必要です。要領は前項と同様にしてください。この場合、添付書類として相続を証する書（相続関係説明図、戸籍謄本、遺産分割協議書等）を提出してください。

（土地所有者の住所が土地登記事項証明書の記載事項と異なる場合）

土地所有者の現住所が土地登記事項証明書記載の住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料（住民票、戸籍の付票、商業登記簿謄本等）が必要です。

- ③代理人は申請地の測量及び立会後の実測平面図を作成する者（土地家屋調査士、測量士等）。

- ④申請の目的には該当する項目を必ず記入してください。

- ⑤大阪府枚方土木事務所等、他の所管へ同時に申請される場合は、その旨を申し出てください。

- ⑥添付書類は次のとおりです。なお、印鑑証明書、土地登記事項証明書を除き原本の写しで処理する事ができ、土地調書、法務局備付地図（地籍図）、地積測量図（分筆図）には調査した法務局名及び年月日を記入し、調査者が記名・押印してください。

#### 【添付書類】

- ・申請地の土地登記事項証明書。
- ・個人の場合は印鑑証明書。法人の場合は印鑑証明書及び資格証明書。
- ・代理人の委任状。（日付、代理人名記載及び委任者の署名実印押印）

- ・申請地及び周囲の地番を明記した法務局備付地図（地籍図）の写。（原図どおり着色の上、申請地を黄色にて記載してください）
- ・申請地・隣接及び対側土地の土地調書。（必要な場合は土地沿革調書も添付してください）
- ・分筆している場合は地積測量図（分筆図）の写。（必要な場合は隣接及び対側土地の地積測量図（分筆図）の写しも添付してください）
- ・付近見取図。（住宅地図等で申請地を黄色にて記載）
- ・現況実測平面図。（現況に側溝や構造物がある場合は、詳細に書いてください）
- ・その他関係図書。

#### 3. 現地立会

立会日は、申請書（必要添付書類共）を受理した日から概ね1ヶ月余りかかります。

- ①立会日時は1週間程前に電話にて連絡します。なお、大阪府枚方土木事務所等、他の所管へ同時に申請される場合は、原則として同時に立会を行ないますのでその旨を当課に連絡してください。その場合日時調整の為立会日が延びる場合があります。
- ②現場立会では申請者、代理人は必ず立会の上、境界の確認をしてください。なお、関係者（隣接・対側土地所有者等）及び地元役員（区長、水利委員長等）の立会も必要な場合は、申請者又は代理人において事前に立会を依頼しておいてください。
- ③申請人（代理人）は申請地の近傍に既明示がないかを調査し、申請地の隣地（筆界点）や対側地等で既明示がある場合は、立会日までに必ず再現しておいて下さい。

#### 4. 境界確定図の提出

境界が確定したら代理人は明示杭を記載した実測平面図を裏面「境界確定図の作成方法」により作成し、事前に下図を1部提出してください。必要があれば修正をお願いすることがあります。図面内容の確認完了の旨連絡しますので、その後関係人の記名・押印を完了した図面を3部作成し（A4左綴じ折）、写真（各境界点及び全景）と共に提出してください。なお、地図訂正が必要な場合は同時進行としますので法務局と協議のうえ進めてください。訂正完了後の法務局備付地図（地籍図）の写しを提出してください。

#### 5. 明示書の交付

明示書の交付については印鑑（認印）を持参の上、当課まで取りに来てください。この時に手数料を納付してください。  
（手数料） 1筆 1,500円

#### 6. 返却

次の場合、書類を返却しますので注意してください。なお、書類は印鑑（認印）を持参の上、当課まで取りに来てください。

- ①申請書類不備のとき。
- ②申請者及び代理人より返却の申し出があったとき。
- ③現場立会后、1年以上経過したとき。
- ④協議不成立のとき。

#### 7. 再交付（手数料 一枚600円）

紛失等の理由により明示書が再度必要な場合は、別途明示書再交付申請書により申請してください。ただし、既明示図に復元性がない場合は、一般の明示申請書にて申請してください。

「境界確定図の作成方法」

- 1、 図面の大きさはA3用紙以上とし現況平面図は縮尺1/250以上とする（土地家屋調査士、測量士、測量士補の資格等を有するものが作成したもの）。
  - 2、 点間距離 点間距離を小数点以下第2位まで記載すること。
  - 3、 境界標 境界標の種別（コンクリート杭、金属標等）を図面上又は、座標リスト上に記載すること。
  - 4、 引照点は、2点以上とり、点間距離（小数点以下第3位まで）を記載すること。また、引照点は恒久的地物にとること。
  - 5、 断面図 縮尺1/100以上とする。断面図の必要な位置は、次のとおりとする（明示線に対し直角に切ること）。
    - ① 起終点
    - ② 幅員の最大及び最小限
    - ③ 現状の変化点
    - ④ 本市が指示する点
  - 6、 図面作成の時、事前に下図を提出し、本市担当係員の指示を受けてください。
  - 7、 確定図面は3部作成し（A4左綴じ折）、写真（各境界点及び全景）と共に提出してください。
  - 8、 当市は不動産登記規則第77条に定める基本三角点等に基づく測量とします。但し、基本三角点等を使用できない場合は担当者と協議してください。
  - 9、 その他 その他不明な点は、本市の指示に従ってください。
- ※ 座標リスト 基本三角点等を使用する場合は、基準点網図と基準点座標リストを記載し、使用した基準点の現状報告書提出をお願いします。

図面作成例

注) 図面上の線及び文字は、指定色以外はすべて青色とする。

## 境界確定図

### 朱線の通り

# 大東市〇〇町1番1

4cm×9cm以上の空間

平面図 S=1/250

断面図 S=1/100

立会平成〇〇年〇〇月〇〇日

承諾  
所有地土地と公共用地（市道敷）との境界は、現地及び図面に朱線で表示されたとおり異議ありません。

(申請地)	住所・氏名	実印
1番1		
(隣接地)	住所・氏名	印
1番2		
(隣接地)	住所・氏名	印
2番2		
(対側地)	住所・氏名	印
206番		
(対側地)	住所・氏名	印
207番		
区長	職・氏名	公印

測量日 平成〇〇年〇月〇〇日 作成日 平成〇〇年〇月〇〇日  
登録番号 縮尺 1/250  
作成者 住所・資格・職・氏名・電話番号

座標一覧表

点名	標識	X	Y
K1	コンクリート杭		
K2	金属標		
T-1	紙		
T-2	紙		
M2	汚水樹中心		
M4	マンホール中心		
M5	汚水樹中心		

大阪法務局東大阪支局公図写し  
調査日 平成〇〇年〇月〇〇日  
調査者名 〇〇〇〇 印

凡例  
朱線=確定線  
単位=メートル

土地調査書作成例

(土地調査書) P

平成 年 月 日調

土地調査書

作成者氏名

土地の所在	地目	地積㎡	所有者	住所	氏名
市・町名	地番	登記年月日			
(申請地)					
大東市〇〇町	〇番〇	宅地 〇〇.〇〇			
		SO〇〇			
(隣接地)					
大東市〇〇町	〇番〇	宅地 〇〇.〇〇			
		SO〇〇			
大東市〇〇町	〇番〇	宅地 〇〇.〇〇			
		HO〇〇			
(対側地)					
大東市〇〇町	〇番〇	宅地 〇〇.〇〇			
		SO〇〇			
大東市〇〇町	〇番〇	宅地 〇〇.〇〇			
		SO〇〇			

注意 申請地、対側地、隣接地ごとに分けて記入してください。